

人 事 委 員 会 年 報

平 成 2 7 年 度

滋 賀 県 人 事 委 員 会

目 次

第1 組織および運営

1 人事委員会	1
(1) 委員	1
(2) 委員会の会議	1
2 事務局	6
(1) 職員定数および現員	6
(2) 組織	6
(3) 事務分掌	6
(4) 平成27年度予算	7
3 人事委員会規則等の制定・改廃	8
(1) 規則	8
(2) 訓令	11
4 条例案に対する意見	12
5 諸会議等	14

第2 任用関係事務

1 競争試験	15
(1) 試験の日程	15
(2) 試験区分および採用予定人員	15
(3) 受験資格および試験方法	16
(4) 試験の実施状況	18
2 身体障害者を対象とした職員採用試験	21
(1) 試験の日程	21
(2) 受験資格および試験方法	21
(3) 試験の実施状況	21
3 採用選考	22
4 昇任選考	23

第3 給与関係事務

1 給与に関する報告、勧告等	24
(1) 職員給与等実態調査	24
(2) 職種別民間給与実態調査	32
(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	37
(4) 職員の給与に関する報告および勧告	38

2	給与改定等の概要	4 3
(1)	改定の内容	4 3
(2)	実施時期	4 4
3	給与に関する承認	4 4
第4	勤務時間その他の勤務条件等	
1	職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例	4 5
第5	懲戒処分関係	
1	懲戒処分の状況	4 6
第6	公平審査関係事務	
1	勤務条件に関する措置の要求	4 8
2	不利益処分に関する不服申立て	4 8
3	職員からの苦情相談	4 8
4	職員団体の登録	4 9
5	管理職員等の範囲の指定	5 0
(1)	本 庁	5 0
(2)	出先機関	5 0
6	公平審査事務の受託	5 1
第7	労働基準監督機関の職権行使	
1	適用事業所と労働基準監督機関	5 2
2	職権行使の状況	5 3
(1)	事業所調査	5 3
(2)	時間外・休日労働に関する協定(3.6協定)の実態調査	5 3
(3)	ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況	5 3

第1 組織および運営

1 人事委員会

(1) 委員

職名	氏名	生年月日	任期	摘要
委員長	益川 教雄	昭24. 1. 2	平25. 7. 29 ～ 平29. 7. 28	(現) 弁護士
委員	西原 節子	昭25. 4. 6	平27. 12. 26 ～ 平31. 12. 25	(元) 県民文化生活部管理監
委員	桂 賢	昭19. 6. 12	平26. 8. 4 ～ 平30. 8. 3	(現) 日本ガラストロニクス(株) 取締役会長 (現) 滋賀経済同友会 特別幹事

(2) 委員会の会議

開催期日	議題
平成27年 4月13日	<p><審議事項></p> <p>1 人事委員会規則の一部改正について (1) 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p><協議事項></p> <p>1 平成27年度行事予定について</p> <p><報告事項></p> <p>1 職員の懲戒処分について 2 平成26年度職員の苦情相談処理報告について</p>
5月 1日	<p><審議事項></p> <p>1 職員採用試験公告について (1) 平成27年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)公告案 (2) 平成27年度滋賀県職員採用初級試験(高校卒業程度)公告案 (3) 平成27年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験公告案 (4) 平成27年度身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験公告案</p> <p><協議事項></p> <p>1 平成27年度人事委員会事務局の組織目標案について 2 人事評価制度の実施について</p> <p><報告事項></p> <p>1 平成27年度職種別民間給与実態調査について 2 平成26年度各種採用試験実施結果について 3 職員の懲戒処分について</p>

開催期日	議 題
6月24日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 不利益処分に係る不服申し立ての受理について 3 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案 (2) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成27年度職員採用上級試験の申込状況について 2 職員の懲戒処分について
7月16日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
8月10日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A） <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿（男性A、女性A）
8月27日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 不利益処分に係る不服申し立ての受理について <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級） 2 職員の懲戒処分について 3 人事院勧告の内容について
9月 9日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について
9月17日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について

開催期日	議 題
(9月17日)	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員等採用試験の申込み状況について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県職員採用初級試験（高校卒業程度） (2) 滋賀県市町立小・中学校事務職員採用試験 (3) 身体障害者を対象とした滋賀県職員等採用試験 2 職員の懲戒処分について
9月25日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与に関する報告および勧告」について <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の懲戒処分について
10月 6日	<p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月14日	<p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「職員の給与等に関する報告および勧告」について
10月28日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成27年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成27年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－の実施について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－公告案 (2) 平成27年度滋賀県職員採用上級試験－特別募集（土木）－評定基準案 <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員採用上級試験（行政・警察事務）の制度見直しについて <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外A） (2) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿（初級） (3) 平成26年度滋賀県市町立小・中学校事務職員採用候補者名簿 2 平成27年度身体障害者を対象とした滋賀県職員採用試験の実施状況について 3 職員の懲戒処分について
12月 1日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員採用上級試験（行政・警察事務）の制度見直しについて 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A－2、女性A－2、男性B、女性B） <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿 （男性A－2、女性A－2、男性B、女性B） 2 職員の懲戒処分について

開催期日	議 題
1月27日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B） 2 滋賀県警察官等採用試験に係る評定基準の一部改正について 3 不服申立て事案の準備手続について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年（不）第2号懲戒処分取消請求事案 <p><協議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県職員採用上級試験の制度見直しについて <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県警察官採用候補者名簿（県外B） 2 職員の懲戒処分について 3 職員採用上級試験-特別募集（土木）-の実施状況について
2月 3日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不服申立て事案の裁決について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年（不）第1号懲戒処分取消請求事案 2 採用候補者名簿の確定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成27年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級-特別募集-） <p><報告事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用候補者名簿の失効について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度滋賀県職員採用候補者名簿（上級-特別募集-） 2 平成28年度滋賀県職員等採用試験の実施計画について
2月17日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 平成28年度滋賀県警察官採用試験の実施計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成28年度第1回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (2) 平成28年度第2回滋賀県警察官（A）採用試験公告案 (3) 平成28年度滋賀県警察官（B）採用試験公告案 4 滋賀県職員等採用試験に係る評定基準の一部改正について 5 条例案に対する意見について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例案 (2) 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整備に関する条例案 (3) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 (4) 滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (5) 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例および滋賀県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案 (6) 滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 (7) 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法の一部改正に伴う知事への協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則 (2) 滋賀県人事委員会事務局職員の標準職務遂行能力を定める要領 (3) 滋賀県人事委員会事務局職員人事評価実施規程

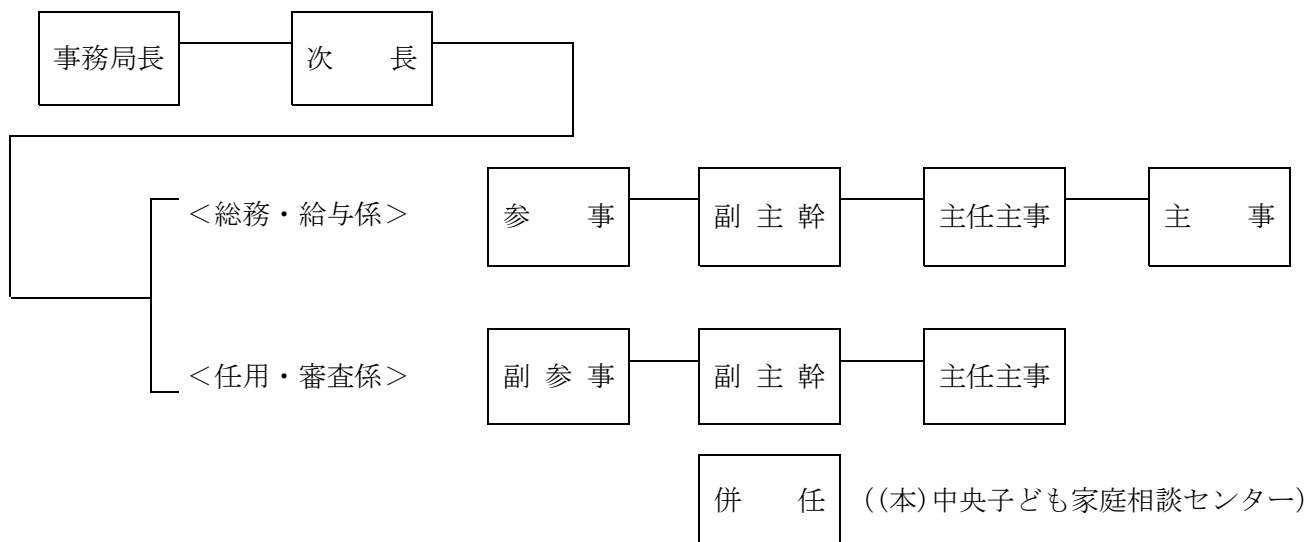
開催期日	議 題
3月11日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会規則の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則案 (3) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 (4) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (5) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案
3月24日	<p><審議事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考について 2 職員の昇任選考について 3 勤務延長の期限の延長について 4 人事委員会規則等の制定および一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則案 (2) 給料表の適用範囲に関する規則第3条から第6条までの規定に基づく機関および職指定の一部改正案 (3) 滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則案 (4) 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (5) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則案 (6) 職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案 (7) 職員の単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則案 (8) 職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則案 (9) 滋賀県職員等の給与に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき人事委員会が指定する特勤公署に準ずる公署の指定の一部改正案 (10) 職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案 (11) 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則案 (12) 職員の懲戒の手續および効果に関する規則の一部を改正する規則案 (13) 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則案 (14) 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則案 (15) 再就職者による依頼等の規制等に関する規則案 (16) 滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体における再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則案 (17) 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則案 (18) 職員の任用に関する規則の実施細則の一部改正案 (19) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づく人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 (20) 警察官任用の特例に関する規則の一部を改正する規則案 (21) 人事委員会の権限の一部委任の一部改正案 (22) 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則案 (23) 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則案 (24) 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案 (25) 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則案 (26) 職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (27) 職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則案 (28) 営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則案 (29) 滋賀県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則案 (30) 滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案 (31) 滋賀県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則案 (32) 滋賀県人事委員会事務局職員の標準的な職に関する規則案 5 人事委員会訓令の新規制定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 滋賀県人事委員会事務局職員人事評価制度実施規程案 6 事務局職員の人事について

2 事務局

(1) 職員定数および現員

定 数	現 員			併任職員	臨時的任用職員
	事務局長	事務職員	合 計		
10人	1人	8人	9人	1人	1人

(2) 組 織



(3) 事務分掌

係 名	分 掌 事 務
総務・給与	1 人事委員会議に関する事。 2 事務局の人事、予算、経理その他庶務に関する事。 3 公印の管守に関する事。 4 文書の収発、編さんおよび保存に関する事。 5 人事行政に関する調査、人事記録の管理および人事に関する統計報告に関する事。 6 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究およびその成果の報告に関する事。 7 人事機関および職員に関する条例の制定または改廃に関する意見に関する事。 8 人事行政の運営に関する勧告に関する事。 9 職員に対する給与の支払い監理に関する事。 10 労働基準監督機関の職権行使に関する事。
任用・審査	1 職員の競争試験および選考その他任用に関する事。 2 職階制に関する計画の立案および実施に関する事。 3 職員の研修および勤務成績の評定に関する総合的企画に関する事。 4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査および判定ならびに措置に関する事。 5 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する審査および措置に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 職員団体に関する事。

(4) 平成27年度予算

歳出予算

(単位：千円)

目	事業	当初予算額	補正予算額	計
委員会費	委員報酬	6,660	—	6,660
	委員会運営費	11,162	△844	10,318
	計	17,822	△844	16,978
事務局費	職員費	58,876	19,640	78,516
	事務局運営費	505	△33	472
	計	59,381	19,607	78,988
合計		77,203	18,763	95,966

(節別予算内訳)

(単位：千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	計
総務費	人事委員会費	委員会費		17,822	△844	16,978
			報酬	6,660	—	6,660
			共済費	138	16	154
			賃金	898	24	922
			旅費	1,179	△337	842
			交際費	20	—	20
			需用費	2,261	△239	2,022
			役務費	2,417	△203	2,214
			委託料	1,863	△51	1,812
			使用料及び賃借料	492	△41	451
		負担金補助及び交付金	1,894	△13	1,881	
		事務局費		59,381	19,607	78,988
			給料	27,405	9,814	37,219
			職員手当等	21,416	6,437	27,853
			共済費	10,055	3,389	13,444
			旅費	35	△33	2
			需用費	467	—	467
役務費	3		—	3		

3 人事委員会規則等の制定・改廃

(1) 規 則

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
平27 5	平27. 4. 1	特別の事情による給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	給与制度の総合的見直しにより、給料表の水準を平成27年4月1日から引き下げることに伴い、特別の事情による給料月額を受ける特定任期付職員および任期付研究員について、切替え後の給料月額を定めた。
6	平27. 4. 1	滋賀県教育長の営利企業等の従事制限に関する規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新教育長が教育委員会の許可を受けなければ兼ねることのできない営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の地位を定めた。
7	平27. 4. 1	職員の給与の切替えに伴う経過措置に関する規則	給与制度の総合的見直しにより、給料表の水準を平成27年4月1日から引き下げることに伴い、切替後の給料月額が切替前の給料月額に達しないこととなる職員に対する経過措置として、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第8項から第10項および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第7項から第9項の規定に基づき支給する給料について、必要な事項を定めた。
8	平27. 4. 1	職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 私傷病特別休暇について、がんに罹患した職員の治療と仕事との両立を支援するため、180日まで取得できることとされる疾病の対象に、悪性新生物を加えた。 育児時間休暇について、条例改正に伴い「生児」を「子」に改めた。 長期勤続休暇を廃止した。 職員の退勤途上において、災害等により発生する危険を回避するための特別休暇を新設した。
9	平27. 4. 1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は特別職の身分のみを有するものとなることに伴い、所要の改正を行った。 組織改編等に伴い、管理職員等の範囲を定めた別表について所要の改正を行った。
10	平27. 4. 1	滋賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会の事務を受託している地方公共団体の組織改編等に伴い、当該団体の管理職員等の範囲について所要の改正を行った。
11	平27. 4. 1	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県住宅供給公社（平成25年3月31日をもって解散）の清算が終了したことに伴い、当該団体を職員の派遣先団体から削除した。 職員の派遣先団体に一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ2021組織委員会を加えた。
12	平27. 4. 1	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
13	平27. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 「短大3卒」の歯科技工士の初任給基準を定める等の改正を行った。 滋賀県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の一部改正による、平成27年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時の号給対応関係について所要の改正を行った。
14	平27. 4. 1	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。
15	平27. 4. 1	職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正により、平成27年4月1日から、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に、新たに管理職員特別勤務手当を支給することとされたことから、当該勤務を行った場合の支給額等を定めた。
16	平27. 4. 1	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しによる、平成27年4月1日からの地域手当の支給割合の見直しに伴い、平成30年3月31日までの支給割合の特例（経過措置）を定める等の所要の改正を行った。
17	平27. 4. 1	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	再任用に伴い新幹線鉄道等を利用して通勤することとなった職員に対し、新たに新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給するため、所要の改正を行った。
18	平27. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 給与条例および学校職員給与条例の一部改正により、単身赴任手当の加算額が引き上げられたことから、各距離区分ごとの加算額を定めるとともに、距離区分の増設を行うこととします。また、基礎額について所要の経過措置を定めた。 再任用に伴い単身赴任となった職員に対し、新たに単身赴任手当を支給するため、所要の改正を行った。また、これに伴い、職員の住居手当に関する規則について所要の規定の整理を行った。
19	平27. 4. 1	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	滋賀県災害対策本部が設置された場合に、当該災害対策本部で水防活動等の危険と認められる作業に従事した職員に災害応急等作業手当を支給するため、所要の改正を行った。
20	平27. 4. 1	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長は特別職の身分のみを有するものとなることに伴い、所要の改正を行った。 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。
21	平27. 4. 1	職員の寒冷地手当の支給に関する規則を廃止する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による寒冷地手当の廃止に伴い、職員の寒冷地手当の支給に関する規則について、所要の経過措置を講じて廃止した。
22	平27. 4. 1	滋賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局に係を設置し、係長の職を置くことに伴い所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
23	平27. 4. 1	教職調整額の支給等に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しによる給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）を受ける職員について、教職調整額の算定基礎となる給料月額を経過措置後の額とするよう、所要の改正を行った。
24	平27. 4. 1	産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しによる給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）を受ける職員について、産業教育手当の算定基礎となる給料月額を経過措置後の額とするよう、所要の改正を行った。
25	平27. 4. 1	定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与制度の総合的見直しによる給料の切替えに伴う経過措置（現給保障）を受ける職員について、定時制通信教育手当の算定基礎となる給料月額を経過措置後の額とするよう、所要の改正を行った。
26	平27. 4. 1	義務教育等教員特別手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	学校職員給与条例の一部改正による、平成27年4月1日から適用される各給料表の改定において、「高等学校等教育職給料表」および「小学校および中学校等教育職給料表」の号給が増設されたことに伴い、各号給に対応する義務教育等教員特別手当の月額を定めている別表について、所要の改正を行った。
27	平27. 4. 1	滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内に新事務棟が建設されたことに伴い、東日本大震災に対処するための災害応急等作業手当の特例について、所要の改正を行った。
28	平27. 4. 20	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	非常勤職員の育児休業について、子ども・子育て関連3法の施行に伴い所要の改正を行った。
平28 1	平28. 3. 18	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 農業改良助長法施行令の一部改正等に伴い、学歴免許等の資格区分を定めた別表第2について所要の改正を行った。 6年制課程の薬学部を基礎とする4年制薬学博士課程の修了者は、通常の博士課程修了者よりも義務教育以降の通算修学年数が1年多くなることから、同様の課程構成をとる医学または歯学の博士課程修了者と同様に初任給の級・号給の調整等ができるよう、所要の改正を行った。 給与条例および学校職員給与条例の一部改正による、平成27年4月1日から適用される各給料表の改定に伴い、昇格時の号給対応関係について所要の改正を行った。
2	平28. 3. 18	職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正による、平成27年4月1日から適用される医療職(1)給料表の改定に伴い、医師および歯科医師の初任給調整手当に係る、職員別および支給期間別の手当額について所要の改正を行った。
3	平28. 3. 18	職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成30年3月31日までの特例（経過措置）として「100分の7.5を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」等とされている地域手当の支給割合を、平成27年4月1日から、人事委員会報告のとおり引き上げた。
4	平28. 3. 18	職員の期末手当および勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	給与条例および学校職員給与条例の一部改正による勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、平成27年度の勤勉手当の成績率について所要の改正を行った。

規則 番号	公布年月日	規 則 名	概 要
5	平28. 3. 22	職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、管理職手当を支給する職を定めた別表について所要の改正を行った。
6	平28. 3. 22	職員の級別職務に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改編等に伴い、職務の分類を定めた別表について所要の改正を行った。

(2) 訓 令

告示 番号	施行年月日	告 示 名	概 要
平27 1	平27. 4. 1	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
2	平27. 4. 1	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	組織改編等に伴い、所要の改正を行った。
3	平27. 4. 1	滋賀県人事委員会事務処理規程の一部改正	人事委員会事務局に係長の職を置くことに伴い、所要の改正を行った。
4	平27. 4. 1	滋賀県人事委員会事務専決規程の一部改正	人事委員会事務局に係長の職を置くことに伴い、所要の改正を行った。
5	平27. 12. 28	滋賀県情報処理規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
6	平27. 12. 28	滋賀県人権施策推進本部設置規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。
7	平27. 12. 28	滋賀県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正	副知事の就任に伴い、所要の改正を行った。

4 条例案に対する意見

提出年月日	条例案の名称	意見
平27. 6. 24	滋賀県職員の再任用に関する条例および滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例案	この条例案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法に規定する年金に関する規定が厚生年金保険法に一元化されたことから必要な規定の整理を行うものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案による、滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、滋賀県特別職報酬等審議会からの答申を踏まえた知事等の給料月額および退職手当の改定に準じて、教育長の給料月額および退職手当の改定を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
平27. 9. 17	滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案は、大気汚染防止法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うものであり、適当なものと認めます。
平28. 2. 17	滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例案	この条例案は、地方公務員法の一部改正に伴い、滋賀県職員であった者であって離職後に営利企業等に就職したものによる依頼等の規制等に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものであり、適当なものと認めます。
	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	この条例案による、滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正、滋賀県職員退職手当条例の一部改正および滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正については、行政不服審査法および行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	この条例案は、本委員会が平成27年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。
	滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例および滋賀県職員の分限に関する条例の一部を改正する条例案	この条例案による、滋賀県職員の分限に関する条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものであり、適当なものと認めます。

<p>滋賀県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>これらの条例案は、本委員会が平成27年10月14日に行った「職員の給与等に関する報告および勧告」を踏まえて、職員の給与について所要の措置を講じようとするものであり、適当なものと認めます。</p>
<p>滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	

5 諸会議等

平成27年度中に開催された全国人事委員会連合会、近畿人事委員会協議会関係の諸会議等は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名	開 催 地
平27. 4. 9～10	職種別民間給与実態調査説明会	埼 玉 県
4. 9	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大 阪 府
4.10	警察官採用共同試験事務担当者会議	滋 賀 県
5.19	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	大 阪 府
5.29	近畿、東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議	石 川 県
6.12	第123回全国人事委員会連合会総会	東 京 都
7.9～10	第58回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会	愛 知 県
8.10	人事院勧告説明会	東 京 都
8.25	全国人事委員会事務局長会議	東 京 都
9. 8	近畿人事委員会協議会給与担当課長会議	京 都 府
9.14	滋賀・奈良・和歌山三県人事委員会給与担当課長会議	奈 良 県
11. 2	民調要望検討会議	大 阪 府
11.13	近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議	兵 庫 県
平28. 1.26	近畿人事委員会協議会給与事務研究会	和歌山県
2. 2	近畿人事委員会協議会任用事務研究会	京 都 府
2. 9	近畿人事委員会協議会公平事務研究会	奈 良 県
2. 9	近畿人事委員会協議会労基事務研究会	奈 良 県

第 2 任 用 関 係 事 務

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）および職員の任用に関する規則（昭和 30 年人事委員会規則第 2 号）の規定に基づき、平成 27 年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりである。

1 競争試験

(1) 試験の日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
上級試験 (大学卒業程度)	平27. 5. 7	平27. 5. 18～6. 8 (郵送・持参) 平27. 5. 18～6. 5 (インターネット)	平27. 6. 28 7. 11～7. 15	平27. 8. 2、 8. 7～8. 10	平27. 8. 27
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	平27. 11. 2	平27. 11. 24～12. 24 (持参・インターネット) 平27. 11. 24～12. 22 (郵送)	平28. 1. 9	平28. 1. 24	平28. 2. 4
初級試験 (高校卒業程度)	平27. 5. 7	平27. 8. 3～9. 9 (郵送・持参 ・インターネット)	平27. 9. 27	平27. 10. 10 10. 11	平27. 10. 28
第一回警察官 男性A・女性A	平27. 3. 2	平27. 3. 16～4. 24 (郵送・持参) 平27. 3. 16～4. 21 (インターネット)	平27. 5. 10	平27. 6. 1～6. 4 8. 1～8. 4	平27. 8. 10
第二回警察官 男性A・女性A 男性B・女性B	平27. 3. 2	平27. 8. 1～8. 31 (郵送・持参) 平27. 8. 1～8. 28 (インターネット)	平27. 9. 20	平27. 10. 14、10. 16 11. 16～11. 18	平27. 12. 1
小・中学校 事務職員	平27. 5. 7	平27. 8. 3～9. 7 (郵送・持参 ・インターネット)	平27. 9. 27	平27. 10. 10 10. 11	平27. 10. 28

(2) 試験区分および採用予定人員

試験の種類	試験区分	採用予定人員	試験の種類	試験区分	採用予定人員	
上級試験 (大学卒業程度)	行政	53人程度	初級試験 (高校卒業程度)	一般事務	2人程度	
	警察事務	10人程度		警察事務	4人程度	
	環境行政	2人程度	警察官	県内	第一回 男性A	70人程度
	化学	2人程度			女性A	9人程度
	農業	9人程度			第二回 男性A	13人程度
	林業	5人程度			女性A	3人程度
	建築	4人程度		男性B	14人程度	
	総合土木	20人程度		女性B	5人程度	
				県外	A	若干人
					B	若干人
上級試験 (大学卒業程度) -特別募集・土木-	土木	5人程度	小・中学校事務職員	—	7人程度	

(3) 受験資格および試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>○ア 昭和56年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの</p> <p>(ア)学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者および平成28年3月31日までに大学を卒業する見込みの者</p> <p>(イ)滋賀県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>○ 受験制限(受験できない者)</p> <p>ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p> <p>オ 日本国籍を有しない者(警察事務の試験区分に限る。)</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 47問中40問選択 120分 ・専門試験(大学卒業程度) 択一式 (総合土木以外の試験区分) 40問 120分 (総合土木) 45問中40問選択 120分 ・口述試験 個別面接 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査 <p><特別募集・土木></p> <p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・専門試験 択一式 30問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査
初級試験	<p>○ 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<p>○ 第1次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 <p>○ 第2次試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査

区 分		受 験 資 格	試 験 方 法	
警察官	第一回	男性 A ○ 昭和60年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成28年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(大学卒業程度) 択一式 40問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接 	
		女性 A ○ 昭和60年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成28年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
	第二回	男性 A ○ 昭和60年4月2日以降に生まれた男性であつて、学校教育法に基づく大学(短大を除く。以下同じ。)を卒業した者、大学を平成28年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
		女性 A ○ 昭和60年4月2日以降に生まれた女性であつて、大学を卒業した者、大学を平成28年3月31日までに卒業する見込みの者またはこれらと同等と認められる者		
		男性 B ○ 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者、平成28年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ・作文試験 60分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・身体検査 ・身体精密検査 呼吸器疾患、伝染性疾患等の検査 ・体力試験 握力、上体起こし、長座体前屈反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とびの検査 ・適性検査 ・口述試験 集団討論 個別面接
		女性 B ○ 昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた女性。ただし、大学を卒業した者、平成28年3月31日までに卒業する見込みの者およびこれらと同等と認められる者を除く。		
○ 受験制限 ア 日本国籍を有しない者 イ 上級試験の受験制限ア～エと同じ (身体検査基準) 身長 おおむね160cm以上(女性はおおむね150cm以上) 体重 おおむね47kg以上(女性は43kg以上) 胸 囲 おおむね78cm以上(男性のみ) 視 力 両眼とも裸眼視力0.6以上または矯正視力1.0以上 色 覚 職務執行に支障がないこと。 聴 力 正常であること。 その他 職務の遂行に支障のない身体的状態であること。				
小・中学校事務職員	○ 平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・教養試験(高校卒業程度) 択一式 50問 120分 ○ 第2次試験 <ul style="list-style-type: none"> ・作文試験 90分 ・口述試験 集団討論 個別面接 ・適性検査 		
	○ 受験制限(受験できない者) ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。) イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 滋賀県教育委員会により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者			

(4) 試験の実施状況

ア 上級試験

※ () は女性の数を内数で示す。(以下同じ。)

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政	53人程度	(193) 692	(148) 521	75.3	(64) 275	(32) 113	(25) 67	7.8	(21) 56
警察事務	10人程度	(52) 104	(42) 79	76.0	(26) 46	(13) 21	(10) 13	6.1	(10) 13
環境行政	2人程度	(2) 29	(1) 22	75.9	(0) 11	(0) 4	(0) 2	11.0	(0) 2
化学	2人程度	(5) 41	(4) 30	73.2	(0) 11	(0) 4	(0) 2	15.0	(0) 2
農業	9人程度	(13) 37	(8) 28	75.7	(5) 25	(4) 15	(3) 9	3.1	(2) 7
林業	5人程度	(3) 16	(2) 11	68.8	(2) 11	(2) 9	(2) 5	2.2	(2) 5
建築	4人程度	(5) 20	(4) 18	90.0	(3) 15	(3) 8	(2) 5	3.6	(2) 5
総合土木	20人程度	(10) 54	(9) 37	68.5	(7) 28	(6) 22	(6) 18	2.1	(4) 15
計		(283) 993	(218) 746	75.1	(107) 422	(60) 196	(48) 121	6.2	(41) 105

イ 上級試験－特別募集・土木－

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
土木	5人程度	(4) 62	(2) 45	72.6	—	(1) 27	(1) 12	3.8	(1) 11

ウ 初級試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(9) 21	(8) 19	90.5	(5) 11	(2) 2	9.5	(2) 2
警察事務	4人程度	(27) 49	(22) 41	83.7	(9) 16	(3) 4	10.3	(2) 2
計		(36) 70	(30) 60	85.7	(14) 27	(5) 6	10.0	(4) 4

エ 小・中学校事務職員採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	7人程度	(26) 45	(26) 43	95.6	(10) 21	(4) 7	6.1	(2) 5

オ 警察官（男性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人	
県内	A(第一回)	70人程度	681	427	62.7	331	87	4.9	58
	A(第二回)	13人程度	147	111	75.5	71	13	8.5	11
	B	14人程度	115	98	85.2	90	14	7.0	14
	計		943	636	67.4	492	114	5.6	83
県外	A	若干人	—	18	—	16	3	6.0	1
	B	若干人	—	48	—	34	3	16.0	2
	計		—	66	—	50	6	11.0	3

カ 警察官（女性）採用試験

区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 合格者 数	最終 合格者 数	最終 競争 率 倍	採用者数 人
A(第一回)	9人程度	197	90	45.7	71	10	9.0	8
A(第二回)	3人程度	42	27	64.3	18	3	9.0	3
B	5人程度	24	22	91.7	20	5	4.4	5
計		263	139	52.9	109	18	7.7	16

キ 警察官採用県外共同試験の県別内訳

区分	地元県	引継者数 人	1次試験 合格者数 人	2次試験 受験者数 人	2次試験 受験率 %	最終 合格者数 人	最終 競争 率 倍	採用者数 人
警察官 A	福岡県	8	8	3	37.5	1	8.0	0
	熊本県	3	2	2	100.0	1	3.0	0
	宮崎県	3	2	2	100.0	1	3.0	1
	鹿児島県	4	4	2	50.0	0	—	0
	小計	18	16	9	56.3	3	6.0	1
警察官 B	石川県	5	4	2	50.0	0	—	0
	福井県	15	8	3	37.5	1	15.0	1
	福岡県	8	8	6	75.0	1	8.0	1
	熊本県	11	7	2	28.6	0	—	0
	宮崎県	8	6	5	83.3	1	8.0	0
	鹿児島県	1	1	1	100.0	0	—	0
小計	48	34	19	55.9	3	16.0	2	
合計		66	50	28	56.0	6	11.0	3

2 身体障害者を対象とした職員採用試験

(1) 試験の日程

試験公告日	受付期間	試験日	合格発表日
平27. 5. 7	平27. 8. 3～9. 9 (郵送・持参・インターネット)	平27. 10. 18	平27. 10. 30

(2) 受験資格および試験方法

受験資格	試験方法
<p>○ 介護者なしに職務遂行が可能な者で、次のすべてに該当するもの</p> <p>ア 昭和56年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者</p> <p>ウ 滋賀県内に居住している者(通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。)</p> <p>○ 受験制限 上級試験と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養試験 (高校卒業程度) 択一式 40問 120分 ・ 作文試験 60分 ・ 口述試験 個別面接 ・ 適性検査

(3) 試験の実施状況

※ () 内は女性の数を内数で示す。

試験区分	採用予定 人	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(3) 13	(3) 11	84.6	(0) 2	5.5	(0) 2
警察事務	1人程度	(2) 8	(2) 6	75.0	(1) 1	6.0	(0) 0
小・中学校事務	2人程度	(1) 9	(1) 7	77.8	(0) 2	3.5	(0) 2

※なお、申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含む。

3 採用選考

(人)

部局 職	一 般 職 員				計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	
部長および その相当職	4	—	—	—	4
次長および その相当職	2	—	—	—	2
課長および その相当職	6	3	2	—	11
課長補佐および その相当職	9	4	—	—	13
副主幹および その相当職	23	6	—	—	29
主事、技師および その相当職	92	20	1	4	117
技能労務職	1	—	—	—	1
計	137	33	3	4	① 177

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	2
警 視 (課長相当職)	2
警 部	14
警 部 補	2
巡 査 部 長	6
巡 査	4
計	② 30

合計 (①+②)	207
----------	-----

※ 併任、任命換えを含む。

任命権者に委任しているものを除く。(任命権者委任分は別表を参照)

○ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児 童 指 導 員	5	3	獣 医 師	4	4
児 童 福 祉 司	6	5	管 理 栄 養 士	1	1
保 育 士	1	1	歯 科 衛 生 士	1	1
自 立 支 援 員	3	3	保 健 師	2	2
生 活 支 援 員	2	2	文 化 財 保 護 技 術 者	1	1
精 神 保 健 福 祉 士	3	3	司 書	2	2
職 業 訓 練 指 導 員	1	1	少 年 補 導 職 員	1	1
企 業 庁 水 道 技 術 者	3	3	畜 産 技 術 振 興 セ ン タ ー 技 術 員	1	1
研 究 員	2	2	育 休 代 替 任 期 付 職 員 (一 般 事 務)	23	22
学 芸 員	3	3			
学 芸 技 師	1	1			
工 業 技 術 セ ン タ ー 技 師	3	3			
医 師	4	4	計	73	69

注 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職(副主幹およびその相当職以上の職)に任用した者を含む。

○ 別表 任命権者委任分

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医 師	13	13	看 護 師	90	67
薬 剤 師	2	2	保 健 師	1	1
理 学 療 法 士	15	2	医 療 事 務	19	4
作 業 療 法 士	5	2			
視 能 訓 練 士	2	1	計	147	92

注 委任分は、職員の任用に関する規則第 40 条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものである。

4 昇任選考

(人)

職 部 局	一 般 職 員					計
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他		
部 長 お よ び そ の 相 当 職	5	—	—	2		7
次 長 お よ び そ の 相 当 職	14	2	1	2		19
課 長 お よ び そ の 相 当 職	48	6	—	2		56
課 長 補 佐 お よ び そ の 相 当 職	74	7	4	9		94
副 主 幹 お よ び そ の 相 当 職	56	30	6	32		124
計	197	45	11	47	①	300

警 察 官	
職	
警 視 (部長相当職)	6
警 視 (課長相当職)	30
警 部	19
警 部 補	6
巡 査 部 長	—
計	② 61

合計 (①+②)	361
----------	-----

第3 給 与 関 係 事 務

1 給与に関する報告、勧告等

地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成27年10月14日に県議会議長および知事に対して、職員の給与に関する報告および勧告を行った。

(1) 職員給与等実態調査

平成27年4月1日現在において在職する県職員（企業職員を除く。）および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）について調査した。

ア 部局別・給料表別職員数

(単位：人)

部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
行政職	2,302	234	138	27	15	9	6	204	315	3,250
警察職	-	2,255	-	-	-	-	-	-	-	2,255
研究職	208	18	-	-	-	-	-	-	-	226
医療職(1)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
医療職(2)	135	1	-	-	-	-	-	7	12	155
医療職(3)	104	2	2	-	-	-	-	-	-	108
福祉職	63	-	-	-	-	-	-	-	-	63
高等学校等 教育職	-	-	18	-	-	-	-	3,041	-	3,059
小・中学校等 教育職	-	-	22	-	-	-	-	-	7,063	7,085
技能労務職	54	12	1	-	-	-	-	75	-	142
計	2,887	2,522	181	27	15	9	6	3,327	7,390	16,364

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小・中学校等教育職については定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の教職員39人（小学校および中学校等教育職36人、行政職3人）を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない。（表シマまでにおいて同じ。）

イ 給料表別・学歴別・性別人員構成

(単位：%)

給料表	区分	学歴別構成比				性別構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行政職給料表		-	17.0	15.2	67.8	71.0	29.0
警察職給料表		0.1	45.3	3.0	51.6	92.5	7.5
研究職給料表		-	3.1	7.5	89.4	81.4	18.6
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	85.7	14.3
医療職給料表(2)		-	0.7	24.5	74.8	49.0	51.0
医療職給料表(3)		-	-	38.9	61.1	5.6	94.4
福祉職給料表		-	4.8	34.9	60.3	57.1	42.9
高等学校等教育職給料表		-	1.9	3.3	94.8	59.6	40.4
小・中学校等教育職給料表		-	-	7.6	92.4	48.4	51.6
技能労務職給料表		34.5	59.2	6.3	-	69.0	31.0
計		0.3	10.6	8.1	81.0	61.5	38.5

ウ 年齢階層別構成比

(単位：%)

職 種						警察職員	全 職 員
	一般職員	行 政	教育職員	高 校 等	小中学校		
～ 24歳	4.6	5.5	6.1	3.8	7.1	11.6	6.5
25 ～ 29	10.3	11.1	13.6	10.0	15.1	13.8	12.9
30 ～ 34	9.8	9.6	10.8	7.9	12.0	17.3	11.4
35 ～ 39	10.1	10.2	8.8	8.6	8.8	15.4	10.0
40 ～ 44	15.3	15.9	10.7	14.0	9.3	11.6	12.0
45 ～ 49	16.5	16.8	12.5	14.8	11.5	8.8	12.9
50 ～ 54	16.5	15.2	19.1	23.2	17.4	9.5	17.2
55 ～ 59	16.8	15.7	18.4	17.7	18.8	12.0	17.1
60 ～	0.1	-	-	-	-	-	0.0
計	3,965	3,250	10,144	3,059	7,085	2,255	16,364

エ 職員の平均給与月額

区 分		給 料	扶養手当	地域手当	計	対前年比
		円	円	円	円	%
一般職員	平成27年4月	341,806	10,104	23,252	375,162	△0.23
	平成26年4月	343,115	10,342	22,586	376,043	
全職員	平成27年4月	358,934	9,207	23,647	391,788	△0.39
	平成26年4月	360,859	9,438	23,021	393,318	

注 一般職員とは、全職員のうち教育職員および警察職員を除いたものをいう。

(給料表別平均給与月額)

給 料 表	平均年齢	給 料	扶養手当	地 域 手 当	合 計
	歳	円	円	円	円
行 政 職	43.0	337,568	10,349	22,848	370,765
警 察 職	38.8	325,272	13,888	21,494	360,654
研 究 職	44.7	367,571	11,850	24,533	403,954
医 療 職 (1)	45.0	439,765	8,857	76,005	524,627
医 療 職 (2)	44.9	350,843	7,510	23,035	381,388
医 療 職 (3)	45.0	353,574	3,690	22,921	380,185
福 祉 職	44.7	366,466	9,532	23,847	399,845
高 校 等 教 育 職	44.8	392,102	9,571	25,498	427,171
小 中 学 校 等 教 育 職	42.4	364,913	7,058	23,753	395,724
技 能 労 務 職	52.0	353,554	9,863	22,895	386,312

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

オ 職員の給料表別・級別人員構成

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政 3,250人	人 259	人 462	人 634	人 823	人 360	人 521	人 123	人 49	人 19
	% 8.0	% 14.2	% 19.5	% 25.3	% 11.1	% 16.0	% 3.8	% 1.5	% 0.6
警察 2,255	243	358	490	696	318	59	51	24	16
	10.8	15.9	21.7	30.9	14.1	2.6	2.3	1.1	0.7
研究 226	0	58	122	41	5	—	—	—	—
	0.0	25.7	54.0	18.1	2.2	—	—	—	—
医療(1) 21	8	0	4	9	—	—	—	—	—
	38.1	0.0	19.0	42.9	—	—	—	—	—
医療(2) 155	0	7	42	14	55	32	5	—	—
	0.0	4.5	27.1	9.0	35.5	20.6	3.2	—	—
医療(3) 108	0	6	16	36	36	14	—	—	—
	0.0	5.6	14.8	33.3	33.3	13.0	—	—	—
福祉 63	1	20	4	31	5	2	—	—	—
	1.6	31.7	6.3	49.2	7.9	3.2	—	—	—
高校 3,059	15	2,849	109	70	(特2) 16	—	—	—	—
	0.5	93.1	3.6	2.3	(特2) 0.5	—	—	—	—
小中学校 7,085	0	6,329	373	334	(特2) 49	—	—	—	—
	0.0	89.3	5.3	4.7	(特2) 0.7	—	—	—	—

注1 給料表欄の人数は合計人数である。

2 「—」は、給料表において級のないことを示す。

3 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

カ 行政職給料表の経験年数別・学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区 分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		2,202 人	338,611 円	554 人	331,397 円
1年未満		47	182,215	4	146,500
1年以上 2年未満		36	186,847	10	150,910
2年以上 3年未満		57	193,528	9	156,700
3年以上 5年未満		140	205,572	19	165,521
5年以上 7年未満		107	224,996	12	186,825
7年以上 10年未満		149	247,591	29	204,655
10年以上 15年未満		235	292,414	43	240,907
15年以上 20年未満		257	337,689	51	287,927
20年以上 25年未満		376	374,998	90	333,786
25年以上 30年未満		329	401,004	77	368,761
30年以上 35年未満		305	425,067	80	395,744
35年以上		164	435,827	130	412,527

キ 職員の扶養親族数等

扶養手当受給者数		7,496 人	受給者1人当たり扶養親族数	
扶養親族数	配偶者	4,239		2.1 人
	一人目	職員に配偶者なし	283	全職員1人当たり扶養親族数
		職員に配偶者あり	6,084	
	その他	5,118	全職員1人当たり扶養手当額	
	合計	15,724		9,207円

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

ク 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
受給者	20 人	69 人	188 人	334 人	146 人	390 人	321 人	1,468 人	62,976 円

ケ 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			17.3%	15.0%	6.3%
人員		16,364 人	18 人	21 人	16,325 人
構成比		100.0 %	0.1 %	0.1 %	99.8 %
平均手当月額		23,647 円	59,753 円	76,005 円	23,540 円

コ 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上250km未満	250km以上400km未満	400km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	74 人	2 人	0 人	14 人	4 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	94 人	30,213 円

サ 職員の住居手当の支給状況等

支給を受けている者	2,120 人	全職員1人当たり手当額	3,748 円
		住居手当受給者の平均家賃額	60,808 円

シ 職員の通勤手当および通勤の状況

① 通勤手当の支給状況

区分	職員数	対全職員比	対受給者比
支給を受けている者	15,059 人	92.0 %	100.0 %
交通機関のみ利用者	2,350	14.4	15.6
交通用具のみ利用者	11,421	69.8	75.8
自動車使用者	10,939	66.8	72.6
自転車等使用者	482	2.9	3.2
交通機関・交通用具併用者	1,288	7.9	8.6
自動車との併用者	1,041	6.4	6.9
自転車等との併用者	247	1.5	1.6
受給者 1 人当たりの手当額	10,972円		
全職員 1 人当たりの手当額	10,097円		

② 交通機関利用者の所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
10,000円以下	1,716 (732)	47.2 %	47.2 %
10,001円以上 12,000円以下	262 (125)	7.2	54.4
12,001円以上 14,000円以下	250 (83)	6.9	61.2
14,001円以上 16,000円以下	117 (20)	3.2	64.5
16,001円以上 18,000円以下	291 (120)	8.0	72.5
18,001円以上 20,000円以下	192 (85)	5.3	77.7
20,001円以上 22,000円以下	200 (104)	5.5	83.2
22,001円以上 24,000円以下	256 (122)	7.0	90.3
24,001円以上 26,000円以下	87 (23)	2.4	92.7
26,001円以上 28,000円以下	119 (65)	3.3	95.9
28,001円以上 30,000円以下	45 (15)	1.2	97.2
30,001円以上 32,000円以下	51 (18)	1.4	98.6
32,001円以上 34,000円以下	12 (5)	0.3	98.9
34,001円以上 36,000円以下	17 (4)	0.5	99.4
36,001円以上 38,000円以下	5 (2)	0.1	99.5
38,001円以上 40,000円以下	5 (1)	0.1	99.6
40,001円以上 42,000円以下	6 (1)	0.2	99.8
42,001円以上 44,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
44,001円以上 46,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
46,001円以上 48,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
48,001円以上 50,000円以下	0 (0)	0.0	99.9
50,001円以上 52,000円以下	1 (1)	0.0	99.9
52,001円以上	3 (2)	0.1	100.0
計	3,638(1,528)	100.0	—
平均所要額	13,261円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

③ 交通用具使用者の使用距離階層別分布

(自動車使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	1,963 (284)	16.4 %
5km以上 10km未満	3,369 (213)	28.1
10km以上 14km未満	2,140 (126)	17.9
14km以上 18km未満	1,519 (88)	12.7
18km以上 22km未満	1,020 (84)	8.5
22km以上 26km未満	738 (67)	6.2
26km以上 30km未満	383 (26)	3.2
30km以上 34km未満	285 (18)	2.4
34km以上 38km未満	148 (12)	1.2
38km以上 42km未満	150 (28)	1.3
42km以上 46km未満	83 (19)	0.7
46km以上 50km未満	65 (23)	0.5
50km以上 54km未満	50 (21)	0.4
54km以上 58km未満	21 (10)	0.2
58km以上 62km未満	20 (8)	0.2
62km以上	26 (14)	0.2
計	11,980 (1,041)	100.0
平均使用距離	13.6 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

(自転車等使用者)

距離階層	職員数	割合
5km未満	452 (222)	62.0 %
5km以上 10km未満	156 (29)	21.4
10km以上 15km未満	76 (15)	10.4
15km以上 20km未満	24 (8)	3.3
20km以上 25km未満	15 (2)	2.1
25km以上 30km未満	4 (0)	0.5
30km以上	2 (0)	0.3
計	729 (276)	100.0
平均使用距離	5.8 km	

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合がある。

ス 再任用職員の給料表別・級別人員分布

① フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表								
警察職給料表	11				2	8	1	
研究職給料表	1			1				
福祉職給料表	1			1				
高等学校等教育職給料表	99	2	97					
小学校および中学校等 教育職給料表	47		47					
技能労務職給料表	29							
給料表計	218							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

② 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	142		1	100	40		1	
研究職給料表	8		1	5	2			
医療職給料表(2)	1				1			
医療職給料表(3)	2				1	1		
福祉職給料表	2		1	1				
高等学校等教育職給料表	2		2					
技能労務職給料表	14							
給料表計	171							

注 該当人員数が0の級は空欄とした。

(2) 職種別民間給与実態調査

一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 27 年 4 月現在における民間給与の実態について調査した。

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 613 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

ウ 調査実人員

初任給関係 305 人（行政職に相当する調査実人員 224 人）、初任給関係以外の調査職種 5,990 人（行政職に相当する調査実人員 5,042 人。なお、調査該当職種（母集団）の推定数は 42,068 人であり、行政職に相当するものは 33,138 人である。）

エ 規模別調査事業所数

企業規模	100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 3,000人未満	3,000人以上	計
事業所数	18	48	12	23	12	113

注 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 11 所あった。

オ 調査結果の概要

① 民間における職種別平均給与月額等

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成 27 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長	4	53.4	822,705	0	822,705
工 場 長	18	53.1	684,005	0	684,005
事 務 部 長	98	52.6	639,936	4,444	635,492
技 術 部 長	151	52.2	683,872	277	683,595
事 務 部 次 長	14	51.5	507,772	250	507,522
技 術 部 次 長	33	50.3	612,643	28	612,615
事 務 課 長	236	48.7	559,527	11,428	548,099
技 術 課 長	430	47.7	570,807	3,793	567,014
事 務 課 長 代 理	51	45.1	564,994	72,833	492,161
技 術 課 長 代 理	78	45.6	490,581	43,629	446,952
事 務 係 長	340	45.0	454,211	73,948	380,263
技 術 係 長	478	42.3	476,863	77,979	398,884
事 務 主 任	167	42.6	357,678	53,692	303,986
技 術 主 任	428	38.2	426,798	74,986	351,812
事 務 係 員	1,233	38.7	321,137	32,683	288,454
技 術 係 員	1,283	34.3	330,926	52,812	278,114

② 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	全規模	規模500人以上	規模100人以上 500人未満	規模100人未満
新卒事務員	大学卒	194,798	202,933	189,021	X
	短大卒	※167,524	-	※167,524	-
	高校卒	163,230	※163,886	※162,801	-
新卒技術者	大学卒	203,197	207,632	198,183	X
	短大卒	183,633	186,179	※180,793	X
	高校卒	160,305	※162,066	※160,787	X
計	大学卒	198,731	205,338	192,867	※190,600
	短大卒	180,879	186,179	174,449	X
	高校卒	161,569	162,667	161,992	X

注1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のあった事業所について平均したものである。

- 2 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「※」は、調査事業所が5事業所以下である。

③ 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する		配偶者に手当を支給しない		手当制度がない
		配偶者の収入による制限がある	配偶者の収入による制限がない		
81.1%	(86.9%)	[73.3%]	[26.7%]	(13.1%)	18.9%

注1 ()内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

- 2 []内は、配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がある	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない
7.8%	92.2%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,727 円
配偶者と子1人	19,762 円 (6,035 円)
配偶者と子2人	25,194 円 (5,432 円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

- 2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

④ 民間における住宅（住居）手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	46.4 %
支 給 し な い	53.6 %
借家・借間居住者に対する住宅（住居） 手当月額の最高支給額の平均額の階層	26,000円以上 27,000円未満

⑤ 民間における特別給の支給状況

項 目		区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)		350,178 円	280,603 円
	上 半 期 (A 2)		350,525	285,370
特別給の支給額	下 半 期 (B 1)		718,467	590,443
	上 半 期 (B 2)		758,325	593,146
特別給の支給割合	下 半 期 (B 1/A 1)		2.05 月分	2.10 月分
	上 半 期 (B 2/A 2)		2.16	2.08
	年 間 計		4.21	4.18
年 間 の 平 均			4.21 月分	

注1 下半期とは、平成26年8月から平成27年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

⑥ 民間における初任給の改定状況

項 目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
学 歴					
大 学 卒	32.4 %	(49.3) %	(50.7) %	- %	67.6 %
高 校 卒	19.8	(44.6)	(50.1)	(5.3)	80.2

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

⑦ 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
役職段階				
係 員	44.5 %	1.8 %	- %	53.7 %
課 長 級	37.8	3.3	-	58.9

注 ベースアップの慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

⑧ 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	90.9 %	90.9 %	33.1 %	8.4 %	49.4 %	- %	9.1 %
課長級	86.2	86.2	28.6	9.3	48.3	-	13.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

⑨ 民間における定期昇給制度の状況

項目 役職段階	昇給制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度なし
課長級	89.9	31.0	91.4	48.8	10.1

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

⑩ 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係員級		課長級		部長級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
平成26年冬季	51.8 %	48.2 %	36.1 %	63.9 %	38.4 %	61.6 %

⑪ 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	3.8 %	3.8 %	10.2 %	10.2 %
30%	46.4	50.2	27.6	37.8
29%	0.0	50.2	0.0	37.8
28%	4.6	54.8	1.6	39.3
27%	0.0	54.8	0.0	39.3
26%	1.9	56.7	2.0	41.3
25%	43.3	100.0	58.7	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

⑫ 民間における公的年金が支給されない再雇用者（フルタイム勤務）の給与水準の状況

	公的年金が支給される同じ職種・職位 のフルタイムの再雇用者と比べて			再雇用者に賞与を 支給していない
	同じ	高い	低い	
月例給与	90.1 %	7.5 %	2.4 %	- %
年間賞与	79.5	6.7	2.4	11.4
年間給与	88.2	9.4	2.4	-

注 定年年齢が60歳であり、かつ、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である。

(3) 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 27 年 4 月)

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,200	34,540	46,470	58,380	70,310
住居関係費	31,700	42,750	36,950	31,160	25,360
被服・履物費	5,670	7,120	9,370	11,610	13,860
雑費 I	31,260	42,120	63,990	85,860	107,730
雑費 II	11,390	23,270	26,560	29,840	33,130
計	108,220	149,800	183,340	216,850	250,390

注 1 2人から5人世帯については、「家計調査」(総務省)の大津市勤労者世帯(集計世帯数:96世帯)における平成27年4月の費目別平均支出額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

2 1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の勤労単身世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成27年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

3 「雑費 I」は、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽に係る支出である。

4 「雑費 II」は、その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金等)である。

(4) 職員の給与に関する報告および勧告

本委員会は、平成27年10月14日に県議会および知事に対して、別記第1のとおり報告し、別記第2のとおり勧告した。

別記第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の趣旨に則り、昨年10月に行った職員の給与等に関する報告および勧告以降、物価、生計費その他給与決定に関する諸条件の推移について調査するとともに、職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査を実施し、職員の給与が社会一般の情勢に適応しているかどうかを検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 職員の給与

本委員会が、平成27年4月1日現在で行った県職員および県費負担市町立学校教職員（同日付けの退職者、特別職の職員、企業職員、臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）についての給与等実態調査の結果、調査日現在の職員数は、県職員9,013人、県費負担市町立学校教職員7,351人、合計16,364人である。

これらの職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、警察職、研究職、医療職、福祉職、教育職等10種の給料表が適用されているが、そのうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用者は3,250人で、その平均給与月額370,765円（給料337,568円、扶養手当10,349円、地域手当22,848円）であり、平均年齢は43.0歳（男性44.0歳、女性40.3歳）、性別構成は男性71.0%、女性29.0%、学歴別構成は大学卒67.8%、短大卒15.2%、高校卒17.0%となっている。

また、全職員の平均給与月額は391,788円（給料358,934円、扶養手当9,207円、地域手当23,647円）であり、その平均年齢は42.6歳（男性43.4歳、女性41.4歳）、性別構成は男性61.5%、女性38.5%、学歴別構成は大学卒81.0%、短大卒8.1%、高校卒10.6%、中学卒0.3%である。

2 民間の給与

県内民間事業所のうち、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の613事業所から、層化無作為抽出法により抽出した125の事業所について、人事院と共同して行った「平成27年職種別民間給与実態調査」の結果は、次の(1)～(5)のとおりである。

(1) 職種別給与

民間事業所における本年4月の事務・技術関係職種等に該当する従業員5,990人の給与について調査した。

(2) 初任給

民間事業所における事務・技術系新規学卒者の本年4月の初任給について調査したところ、その平均月額は、次の表のとおりとなっている。

職 種	学 歴	初 任 給 額
事務員および技術者	大 学 卒	198,731 円
	短 大 卒	180,879 円
	高 校 卒	161,569 円

注 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族(扶養)手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

(3) 家族(扶養)手当

民間事業所における家族(扶養)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所における手当の平均額は、次の表のとおりとなっている。

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,727円
配偶者と子1人	19,762円
配偶者と子2人	25,194円

注 家族(扶養)手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象としたものである。

(4) 住宅(住居)手当

民間事業所における住宅(住居)手当の支給状況を調査したところ、これらの事業所の46.4%が住宅(住居)手当を支給しており、そのうち、借家・借間居住者に対する手当月額の最高支給額の平均額の階層は、26,000円以上27,000円未満となっている。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合は、平均給与月額額の4.21月分となっている。

3 職員の給与と民間従業員の給与の比較

前記の職員給与等実態調査および職種別民間給与実態調査の結果に基づき、行政職給料表適用職員(新規採用者を除く。平均年齢43.6歳)と、その職務の種類、責任の度合、年齢、学歴等が同等と認められる民間事業所の従業員(新規採用者を除く。)について、相互の給与を対比させ精密に比較したところ、次の表に示すとおり、本年4月において、職員給与が民間給与を1人当たり平均にして1,790円(0.46%)下回っていることが明らかとなった。

職員の給与と民間従業員の給与の較差

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	公民較差 (A - B)
394,832円	393,042円	1,790円 (0.46%)

注1 (A)は、「きまって支給する給与」から時間外手当および通勤手当を減じた額である。

2 (B)は、給料、扶養手当、地域手当のほか、住居手当、管理職手当等を含み、時間外勤務手当、通勤手当等は含まない。

4 本県職員の給与と国家公務員および他の都道府県職員の給与の比較

昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員と本県の行政職給料表適用職員の学歴別、経験年数別の俸給(給料)の月額について、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレズ指数は100.7であった。

また、同年の47都道府県の平均は99.9、近畿6府県は97.8~100.7であった。

5 物価および生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年4月に比べ全国で0.6%、大津市で1.3%の上昇となっている。

また、本委員会が本年4月現在で算定した大津市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、それぞれ149,800円、183,340円および216,850円となった。

6 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月6日に国会および内閣に対して、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について報告および勧告を行うとともに、一般職の職員の勤務時間について報告および勧告を行った。また、併せて、公務員人事管理について報告を行った。

これらの概要は別紙のとおりである。

※ 別紙省略

7 むすび

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

本委員会は、以上に報告した職員の給与および民間事業所従業員の給与ならびに物価および生計費、さらには国家公務員の給与改定等の諸事情を勘案し、職員の給与について、次のとおり改定を行う必要があるものと認める。

現行の各給料表については、民間との給与比較を行っている行政職給料表は、本年の民間給与との給与較差をはじめ、地方公務員法に規定する給与決定の諸条件を考慮すれば、国家公務員の俸給表に準じて改定することが適当である。

なお、行政職以外の給料表についても、国家公務員の俸給表に準じて改定するとともに、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、全国人事委員会連合会において策定した「モデル給料表」に基づき改定することが適当である。

地域手当については、本年4月1日現在、県内に勤務する職員は6.3%、東京都特別区に在勤する職員は17.3%の割合で支給されているところであるが、同年4月1日以降、本年の公民較差(0.46%)および給料表の引上げ改定を考慮し、それぞれ0.35%、0.75%引き上げることが適当である。また、特例措置が講じられている医療職給料表(1)適用職員の支給割合については、国に準じて引き上げることが適当である。

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げることが適当である。期末手当と勤勉手当の割振りおよび期別の支給月数については、人事院勧告に準じて改定することが適当である。また、再任用職員の期末手当・勤勉手当ならびに特定任期付職員および任期付研究員の期末手当についても同様とする。

(2) 給与制度の総合的見直しに係る給与改定

本委員会は、昨年、地域間や世代間の給与配分の見直し等を内容とする国家公務員の「給与制度の総合的見直し」に準じて報告および勧告を行い、本年4月から給料表水準を引き下げた上で、地域手当を段階的に引き上げる必要があるとの報告を行った。

平成27年4月1日からの地域手当の支給割合は前述のとおりであるが、平成28年4月1日からの地域手当の支給割合については、給与制度の総合的見直しによる給料表の経過措置の解消状況等を踏まえ、県内に勤務する職員は7.15%、東京都特別区に在勤する職員は19.15%に引き上げることが適当である。また、特例措置が講じられている医療職給料表(1)適用職員の支給割合については、国に準じて引き上げることが適当である。

また、単身赴任手当の基礎額および加算額についても、国に準じて、同日から改定を行うことが適当である。

(3) 能力および実績に基づく人事管理

能力・実績に応じた人事管理を推進するために、昨年5月に地方公務員法が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなっている。任命権者においては、改正の趣旨を踏まえ適切に対応する必要がある。

人事評価については、地方公務員法において「任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価」と定義されており、その導入により、人材の育成、公務能率の向上、組織の活性化、組織目標の達成といったことが期待されている。

現在、任命権者において、公正性・公平性の観点から様々な工夫を施した上で人事評価を実施されているところであるが、来年度からの本格実施に向けては、評価結果の活用も含め、本年度の実施状況を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うとともに、引き続き客観的で納得性の高いものとなるよう取り組む中で、人材の育成や公務能率の向上などに効果的につなげていく必要がある。

また、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる「等級別基準職務表」の設定にあたっては、組織の在り方を踏まえつつ、職務給の原則に則し適切に対応する必要がある。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康や公務能率を維持する上で極めて重要な課題であり、ワーク・ライフ・バランスや人材確保の観点からも推進していく必要がある。

本県においては、これまでから、定時退庁の取組や朝礼・終礼による勤務時間管理など、様々な取組が行われてきたところである。また学校においても、校務分掌の見直しや部活動指導の負担軽減策などが講じられてきたところである。

しかしながら、職員一人当たりの時間外勤務実績はほぼ横ばい状態であり、また長時間勤務を行っている職員は教員も含め相当程度見受けられるなど、十分な成果をあげるまでには至っていないことから、引き続きこれらの取組を着実に進めるとともに、業務のスクラップアンドビルドや業務量の増減に応じた弾力的な人員配置、働き方の改革など、一層実効ある取組を進める必要がある。

本委員会としても、引き続き、労働基準法第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、必要な指導を行うなど、時間外勤務の縮減に取り組んでいく。

(5) メンタルヘルス対策の充実等

すべての職員の心の健康を保持・増進し、すべての職場において良好なコミュニケーションが保たれ、活力に満ちた働きやすい職場環境づくりに努めることは、職員が能力を十分に発揮する上で重要であり、質の高い行政サービスに資するものである。

本県における昨年度の長期療養者のうち、メンタルヘルスの不調によるものは全体の約6割を占めており、職員のメンタルヘルス対策の一層の推進が求められるところである。任命権者においてはこれまでから、「滋賀県職員メンタルヘルス対策指針」等に基づき、総合的かつ体系的な対策の充実を努められてきたところであるが、労働安全衛生法の改正により義務化される「ストレスチェック制度」を適切かつ効果的に実施するなど、メンタルヘルス対策の充実・強化に引き続き取り組む必要がある。

また、職場におけるハラスメントは、人権や働く権利を侵害する行為であるとともに職場環境を悪化させるものであり、その防止は重要な課題である。本県ではこれまでから、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止に関する指針に基づき、啓発・研修や相談窓口の設置等の取組が進められてきたところであるが、引き続き働きやすい良好な職場環境づくりに向け、職員や管理監督者に対し周知・啓発を行うとともに、コミュニケーションの向上を図るなど、各職場において一層の配慮が行われるよう努める必要がある。

(6) ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が仕事と家庭生活をともに充実させ、いきいきと働くことができる環境を整えることは、職員の意欲や士気を向上させるとともに、公務能率の向上に資するものである。本県においては、夏季朝型勤務（いわゆる「ゆう活」）の実施や、管理職員の「イクボス宣言」など、様々な取組が行われているが、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進に努める必要がある。

また、人事院は本年、近年のワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりや、働き方に対するニーズの多様化の状況を踏まえ、より柔軟な働き方を可能とするよう、フレックスタイム制の拡充について検討を行い、適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全職員を対象に拡充し、特に、育児・介護を行う職員については、より柔軟な勤務形態となる仕組みとするよう、報告および勧告を行った。

フレックスタイム制の導入については、適切な公務運営のための体制の確保や、勤務時間管理の工夫等、慎重な検討を要する課題がある一方、より柔軟な勤務形態の選択肢を用意することによって、職員の能力発揮、ひいては公務能率の向上が図られ、また、仕事と育児・介護の両立を推進するとともに人材確保にも資するものと期待される。本県においても、こうしたメリット・デメリットを十分に勘案した上で、職場の実情を踏まえたフレックスタイム制の導入の可能性について、国や他の都道府県の状況も参考に検討する必要がある。

(7) 男女共同参画、女性職員の活躍推進

本県では、本年3月に「女性職員の活躍推進のための取組方針」が策定され、女性管理職員の登用と中長期的な育成、職域の拡大に取り組むとともに、男女を問わず多様な働き方に対応できる環境の整備や組織風土の醸成、職員の意識啓発などに取り組まれているところである。任命権者においては、引き続き積極的な取組が求められるとともに、本年成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で定められている特定事業主行動計画の作成等、適切に対応していく必要がある。

また、男性職員の育児休業取得促進は、男女共同参画を推進する上で重要であり、本県においてもこれまでから、様々な措置が講じられてきたところであるが、管理職員や男性職員の意識啓発をはじめ、男性が育児休業を取得しやすい組織風土の醸成を一層進めていく必要がある。

(8) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続については当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとされており、人事院においては、再任用職員の人事管理や給与の在り方等について検討が行われているところである。また、政府は、平成28年度までに、段階的な定年の引上げや再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされているところである。本県においても、これらの動向を踏まえて、引き続き適切に対応していく必要がある。

再任用職員の給与の在り方については、人事院は、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくとしており、引き続きその動向に留意する必要がある。

(9) 臨時職員の勤務条件

本県においては、効率的で効果的な行政サービスの提供を行うために、臨時教職員や臨時的任用職員等の形態での任用が行われ、公務運営において不可欠の存在となっている。

これらの職員について、適正な処遇の確保に努めていくことの重要性は、本委員会が昨年の報告において指摘したとおりである。任命権者においては、引き続き、臨時職員の適正な勤務条件の確保を図り、人材の確保や円滑な公務運営につなげていくことが重要である。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されていることに対する代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の士気の高揚、労使関係の安定はもとより、有為の人材の確保にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、本年の給与勧告に当たり、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げを行うとともに、給与制度の総合的見直しのために必要な改定を行う内容の報告および勧告としたところである。

県議会および知事におかれては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

給料表については、別表のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成27年12月期の支給割合

a bおよびc以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

(イ) 平成28年6月期以降の支給割合

a bおよびc以外の職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分とすること。

c 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、(2)イ(ア)については平成27年12月1日から、(2)イ(イ)については平成28年4月1日から実施すること。

※別表省略

2 給与改定等の概要

平成27年10月14日に本委員会が行った「職員の給与等に関する報告および勧告」等に基づき、滋賀県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等が、平成28年2月定例県議会に提案され、同年3月18日に可決成立し、同日に公布された。

なお、これらの内容は以下のとおりである。

(1) 改定の内容

① 公民較差に基づく改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 地域手当 支給割合を引上げ

東京都：17.3%→18.05%、県内：6.3%→6.65%、医師：15%→15.5%

(人事委員会規則の改正による)

ウ 期末・勤勉手当 年間支給月数 4.10月→4.20月

- エ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の最高支給月額を引上げ
医療職給料表(1)適用職員：412,200円→413,300円 (+1,100円)
上記以外：50,300円→50,500円 (+200円)
- ② 給与制度の総合的見直しに係る改定（人事委員会規則の改正による）
- ア 地域手当 支給割合を引上げ
東京都：18.05%→19.15%、県内：6.65%→7.15%、医師：15.5%→16%
※条例上の支給割合は、東京都：20%、県内：7.5%、医師16%
- イ 単身赴任手当 国に準じて基礎額および加算額を引上げ
基礎額：26,000円→30,000円 加算額の限度：58,000円→70,000円

(2) 実施時期

- ・①：平成27年4月1日から実施
- ・②：平成28年4月1日から実施

3 給与に関する承認

人事委員会規則等の規定により、職員の初任給の決定等あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている事項について、任命権者からの申請に対して次のとおり承認した。

承認区分 \ 任命権者	知事部局	教育委員会	警察本部	その他
初任給等	9 件	1 件	11 件	—
給料表異動	—	4 件	—	—
諸手当	1 件	2 件	—	—

第4 勤務時間その他の勤務条件等

1 職員の週休日および勤務時間の割振り等の特例

職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、「滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例」等の規定に基づき、職員の週休日および勤務時間の割振り等について別段の定めをすることについて、任命権者から人事委員会に協議があり、人事委員会が承認しているものは次のとおりである。

(平成28年3月31日現在)

○滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第2項ただし書の規定によるもの

(職務の特殊性または当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けることが困難な場合)

所 属 名	対象職員	内 容
知事部局 食肉衛生検査所	獣医師	週休日の特例(変則勤務による4週6休)

○職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第10条の規定に基づくもの

(業務もしくは勤務条件の特殊性または地域的もしくは季節的事情により、規則第2条、第3条、第8条の2第1項および第3項ならびに第9条第1項から第5項までの規定によると、能率を甚だしく阻害し、または職員の健康もしくは安全に有害な影響を及ぼす場合)

所 属 名	対象職員	内 容	
教育委員会	びわ湖フローティングスクール	教員	勤務時間の割振りの特例(学習航海による22時間連続勤務)
	県立学校および市町立小・中学校	教員等	週休日の振替等および休日勤務時間の振替の特例(振替対象期間の延長)
警察本部	本部および警察署	警察官	休日勤務時間の振替の特例(休日に割り振られた正規の勤務時間のうち一部について振替を行う)

第5 懲戒処分関係

1 懲戒処分の状況

当委員会に通知のあった懲戒処分は、次のとおりである。

処 分 者	処 分 の 種 類	処 分 年 月 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 4 月 16 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 27 年 4 月 22 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 27 年 6 月 18 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 27 年 6 月 18 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 27 年 6 月 18 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 7 月 15 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 7 月 15 日
警 察 本 部 長	戒 告	平 成 27 年 7 月 15 日
知 事	停 職	平 成 27 年 8 月 21 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 27 年 9 月 11 日
知 事	戒 告	平 成 27 年 9 月 24 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 10 月 14 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 10 月 28 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 10 月 29 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 11 月 19 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 11 月 19 日
警 察 本 部 長	戒 告	平 成 27 年 11 月 19 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 11 月 19 日
警 察 本 部 長	減 給	平 成 27 年 11 月 26 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 27 年 12 月 11 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 27 年 12 月 24 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 27 年 12 月 24 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 27 年 12 月 24 日
教 育 委 員 会	免 職	平 成 28 年 3 月 28 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 28 年 3 月 29 日
教 育 委 員 会	停 職	平 成 28 年 3 月 29 日

教 育 委 員 会	免 職	平 成 28 年 3 月 29 日
教 育 委 員 会	減 給	平 成 28 年 3 月 29 日

第6 公平審査関係事務

1 勤務条件に関する措置の要求

平成27年度における係属事案および新規要求事案はない。

2 不利益処分に関する不服申立て

不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

総括表

区 分	平成26年度末 係属件数	平成27年度			平成27年度末 係属件数
		申立て等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	1件	2件	11回	1件	2件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
その他	0件	0件	0回	0件	0件

3 職員からの苦情相談

苦情相談の状況は、次のとおりである。

区 分	任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	福利厚生 関係	セクハラ パワハラ いじめ等	その他	計
相談件数 (件)	2	0	2	0	3	0	7

4 職員団体の登録

人事委員会への職員団体の登録状況は、次のとおりである。また、これらの職員団体から平成27年度中に6件の登録事項の変更の届出があった。

登録年月日	職員団体名	主たる事務所の所在地	設立年月日
(昭26. 5. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県公立高等学校 教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	地公法附則第13項 労働組合から移行
(昭40. 3. 12) 昭41. 9. 29	滋賀県高等学校教職員連盟	長浜市名越町森之木600 県立長浜農業高等学校内	昭40. 1. 16
昭41. 9. 29	滋賀県湖南地区公立高等学校 教職員組合	草津市草津町上蓮田1839 県立湖南農業高等学校内	昭41. 9. 9
(昭35. 7. 14) 昭41. 9. 29	滋賀県立膳所高等学校 教職員組合	大津市膳所二丁目11-1 県立膳所高等学校内	昭35. 6. 15
(昭27. 10. 30) 昭41. 9. 29	滋賀県教職員組合	大津市梅林一丁目 滋賀県教育会館内	昭27. 10. 29
昭41. 12. 26	公立甲賀病院組合職員組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36. 4. 3
昭54. 2. 27	滋賀県職員組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	昭53. 5. 23
平元. 12. 16	全教滋賀教職員組合	大津市朝日が丘一丁目11-3	平元. 11. 14
平2. 6. 7	自治労滋賀県職員労働組合	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁内	平2. 5. 31
平13. 4. 13	新旭養護学校地区教職員組合	高島市新旭町太田988-6	平12. 4. 1
平17. 8. 4	甲賀広域行政組合 職員労働組合	甲賀市水口町水口6677 甲賀広域行政組合衛生センター内	平16. 4. 3

注 ()内の年月日は、昭和40年の地方公務員法の一部改正前の同法の規定に基づく登録年月日である。

5 管理職員等の範囲の指定

人事委員会規則により、管理職員等の範囲を次のとおり定めている。

(1) 本 庁

(平成28年3月31日現在)

機 関	職
議 会 事 務 局	局長、次長、課長、参事、課長補佐、総務課の主幹、係長および副主幹
知 事 部 局 (会計管理局を含む。)	部長、会計管理者、会計管理局长、理事、知事公室長、防災危機管理監、コンプライアンス推進監、次長、管理監、技監、地域防災監、防災危機管理局长、消費生活調整監、IT統括監、子ども・青少年局长、観光交流局长、流域政策局长、課長、主席参事、副局长、政策推進室長、地震・危機管理室長、原子力防災室長、広域連携推進室長、県民情報室長、IT企画室長、がん・疾病対策室長、健康寿命対策室長、就業支援室長、しがの魅力企画室長、観光室長、農業団体指導検査室長、地域農業戦略室長、農業基盤管理推進室長、地域資源活用推進室長、技術管理室長、交通安全対策室長、高速・幹線道路推進室長、流域治水政策室長、広域河川政策室長、河川・港湾室長、水源地域対策室長、参事、副地域防災監、県民活動・協働推進室長、廃棄物対策室長、介護保険室長、食の安全推進室長、国際室長、旅券室長、用地対策室長、道路保全室長、建築指導室長、総括補佐、課長補佐、副参事、室長補佐、秘書課、人事課および財政課の主幹、係長および副主幹、総務事務・厚生課の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)、人事課の主査、主任主事および主事
教育委員会事務局	教育長、理事、教育次長、管理監、課長、主席参事、室長、所長、参事、総括補佐、課長補佐、室長補佐、副参事、教育総務課の主幹、係長、副主幹、主査、主任主事および主事(職員の任免、分限、懲戒、給与および服務に係る事務を所掌するものに限る。)、教職員課(健康福利室を除く。)の主幹、係長、副主幹、主査、人事主事、主任主事および主事、健康福利室の主幹、係長および副主幹(職員の福利および厚生に係る事務を所掌するものに限る。)
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長
人事委員会事務局	局長、次長、参事、副参事、主幹、係長、副主幹、主査、主任主事、主事
監査委員事務局	局長、次長、参事、副参事
労働委員会事務局	局長、次長、副参事
収用委員会事務局	局長、副参事
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局	事務局長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

(2) 出先機関

機 関	職
全 て の 出 先 機 関	主席参事、参事、副参事、主任専門員
消 費 生 活 セ ン タ ー	所長、次長
県 税 事 務 所	所長、次長、課長
自 動 車 税 事 務 所	所長、次長
環 境 事 務 所	所長、次長
森 林 整 備 事 務 所	所長、次長、支所長
健 康 福 祉 事 務 所	所長、次長
保 健 所	所長、次長
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	所長、副所長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長、次長
動 物 保 護 管 理 セ ン タ ー	所長、次長
子 ども 家 庭 相 談 セ ン タ ー	所長、次長
計 量 検 定 所	所長、次長
農 業 農 村 振 興 事 務 所	所長、次長、課長、支所長、課長補佐
病 害 虫 防 除 所	所長、次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長、家畜検査センター所長、次長、北西部支所長
土 木 事 務 所	所長、地域調整監、副所長、支所長、次長、課長、課長補佐
消 防 学 校	校長、教頭
東 京 事 務 所	所長、副所長、所長代理、政策推進課長
近 代 美 術 館	館長、副館長、総括学芸員、課長
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長、次長
政 策 研 修 セ ン タ ー	所長、次長

機 関	職
琵琶湖環境科学研究センター	センター長、副センター長、次長、部長、部門長、総合企画統括員、副部門長、総括研究員
琵琶湖博物館	館長、副館長、上席総括学芸員、部長、室長、課長、総括学芸員、課長補佐、室長補佐
流域下水道事務所	所長、次長
平和祈念館	館長、副館長
衛生科学センター	所長、副所長、次長
リハビリテーションセンター	所長、次長
淡海学園	園長、次長
近江学園	園長、副園長、次長
総合保健専門学校	校長、次長
看護専門学校	校長、副校長、次長
工業技術総合センター	所長、次長
東北部工業技術センター	所長、次長
高等技術専門学校	校長、校長代理、副校長
農業技術振興センター	所長、次長、部長、室長、茶業指導所長、農業大学の校長および副校長
畜産技術振興センター	所長、次長
水産試験場	場長、次長
交通事故相談所	所長
芹谷地域振興事務所	所長、次長
北川水源地域振興事務所	所長、次長
中学校	校長、副校長、教頭、事務長
高等学校	校長、副校長、教頭、事務長
特別支援学校	校長、副校長、教頭、事務長
総合教育センター	所長、次長
びわ湖フローティングスクール	所長、次長
図書館	館長、副館長、総務課長

6 公平審査事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託の状況は、次のとおりである。

受託団体名	所在地	受託年月日
公立甲賀病院組合	甲賀市水口町鹿深3-39 公立甲賀病院内	昭36.4.1
滋賀県市町村職員退職手当組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村会内	昭37.6.1
湖北広域行政事務センター	長浜市八幡中山町200	昭40.9.1
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	大津市松本1-2-1 滋賀県市町村議会議長会内	昭44.5.1
甲賀広域行政組合	甲賀市水口町水口6218	昭49.1.14
彦根市犬上郡営林組合	彦根市元町4-2 彦根市役所内	昭49.5.1
湖東広域衛生管理組合	犬上郡豊郷町大字八町500	昭50.2.3
愛知郡広域行政組合	東近江市小八木町16	昭50.5.1
滋賀県市町村職員研修センター	大津市におの浜一丁目1-20	平14.5.20

第7 労働基準監督機関の職権行使

1 適用事業所と労働基準監督機関

地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号および一般官公署に該当する県の事業所(170)については、人事委員会が労働基準監督機関としての職権を行使することとなっている。

また、事業所の新設・改廃があった場合における同法別表第1の適用号別等については、本委員会と滋賀労働局が協議し決定している。平成27年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関は、次のとおりである。

労働基準法の号別等	該 当 事 業 所	労働基準監督機関
3号	各土木事務所(長浜土木事務所木之本支所を除く。)(7)、長浜土木事務所木之本支所、各流域下水道事務所(2)、芹谷地域振興事務所、北川水源地域振興事務所	労働基準監督署
13号	各健康福祉事務所(各保健所)(6)、精神保健福祉センター、中央子ども家庭相談センター保護担当、彦根子ども家庭相談センター保護担当、リハビリテーションセンター、淡海学園、近江学園、盲・聾話・野洲養護学校寄宿舎	
14号	本庁事業課	
15号	動物保護管理センター	
12号	本庁薬務感染症対策課薬業振興係、食肉衛生検査所、政策研修センター、近代美術館、消防学校、琵琶湖環境科学センター、琵琶湖博物館、衛生科学センター、総合保健専門学校、看護専門学校、平和祈念館、工業技術総合センター(信楽窯業技術試験場を除く。)、工業技術総合センター信楽窯業技術試験場、東北部工業技術センター(機械・金属材料担当を除く。)、東北部工業技術センター機械・金属材料担当、高等技術専門学校(草津校舎を除く。)、高等技術専門学校草津校舎、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場、教育委員会事務局文化財保護課城郭調査係、埋蔵文化財センター、琵琶湖文化館、総合教育センター、びわ湖フローティングスクール、図書館、各中学校(3)、各高等学校(48)、各特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15)、警察学校	人事委員会
一般官公署	本庁(総務事務・厚生課各総務経理係、事業課、森林政策課普及指導係、薬務感染症対策課薬業振興係および会計課各地域会計係を除く。)、総務事務・厚生課各総務経理係(6)、森林政策課普及指導係、会計課各地域会計係(6)、各環境事務所(6)、西部県税事務所(高島納税課を除く。)、西部県税事務所高島納税課、南部県税事務所、中部県税事務所(甲賀納税課を除く。)、中部県税事務所甲賀納税課、東北部県税事務所(湖東納税課を除く。)、東北部県税事務所湖東納税課、自動車税事務所、消費生活センター、西部・南部森林整備事務所(高島支所を除く。)、西部・南部森林整備事務所高島支所、各森林整備事務所(西部・南部森林整備事務所を除く。)(3)、各子ども家庭相談センター(中央子ども家庭相談センター保護担当および彦根子ども家庭相談センター保護担当を除く。)(2)、計量検定所、各農業農村振興事務所(6)、病虫害防除所、家畜保健衛生所、東京事務所、男女共同参画センター、交通事故相談所、議会事務局、教育委員会事務局(文化財保護課城郭調査係を除く。)、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部、機動警察隊、科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、各警察署(12)、収用委員会事務局、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局	
1号	企業庁浄水課(馬淵浄水場および水口浄水場を除く。)、馬淵浄水場、水口浄水場	労働基準監督署
13号	病院事業庁(小児保健医療センターおよび精神医療センターを除く。)、病院事業庁小児保健医療センター、病院事業庁精神医療センター	
一般官公署	企業庁(浄水課を除く。)	

備考1 「一般官公署」とは、労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業を行う官公署をいいます。

2 企業庁および病院事業庁は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項および地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第17条第1項の規定により地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外されているため、労働基準監督署の所掌となっている。

3 人事委員会が所掌する事業所であっても、地公労法附則第5項および地公企法第39条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外される単純労働職員(現業職員)および地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、労働基準監督署の所掌となっている。

2 職権行使の状況

平成 27 年度における労働基準監督事項についての指導および監督の状況は、次のとおりである。

(1) 事業所調査

平成 28 年 2 月に、10 事業所を訪問し労働基準監督上の次の事項について実態調査（実地調査）を実施した。

- ①主たる事業内容、②勤務時間・休憩等、③時間外勤務、
- ④年次有給休暇、産前・産後休暇、育児時間、生理休暇、介護休暇の状況、
- ⑤育児・介護を行う職員の状況、⑥ 妊娠中の職員等の勤務軽減等の状況、
- ⑦宿日直勤務の状況、⑧施設および設備、⑨安全衛生管理体制、⑩健康診断、
- ⑪事故および労働災害、⑫安全管理

加えて、平成 27 年度は次の事項について訪問しなかった 152 事業所（兼務・併任のみの事業所を除く）を対象に書面による調査を実施した。

- ①長時間労働者への医師による面接指導の状況、②宿日直勤務の状況、
- ③安全衛生管理体制、④事故および労働災害、⑤安全管理

(2) 時間外・休日労働に関する協定（36 協定）の実態調査

人事委員会が所管する労働基準法別表第 12 号（教育、研究または調査の事業）に該当する事業所のうち、平成 26 年度において 36 協定を締結し、人事委員会への届出を行っている 91 事業所に対し、次の事項について調査を実施した。

- ① 1 日の時間外勤務における遵守状況
- ② 1 か月（3 か月）の時間外勤務における遵守状況
- ③ 1 年間の時間外勤務における遵守状況
- ④ 週休日・休日の勤務における遵守状況

(3) ボイラーおよび第一種圧力容器の検査および設置状況

平成 27 年度末現在におけるボイラー等の設置事業所は、10 か所（ボイラー 7 基、第一種圧力容器 7 基）である。平成 27 年度におけるボイラー等の検査の実施状況および設置状況は、次のとおりである。

ア 検査の実施状況

種 類	ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器
検 査 別		
性 能 検 査	7	6

注 落成検査等は、（一社）日本ボイラー協会と業務委託契約を締結し、同協会の協力を得て実施している。

イ 設置状況

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

事 業 所 名	種 類		有 効 期 間	備 考
	ボイラー	一 圧		
消 防 学 校		2	平27. 7. 1～平28. 6. 30	
森林政策課普及指導担当 （林業普及センター）		1	平26. 4. 1～平27. 3. 31	休止中
農業技術振興センター	1		平27. 7. 1～平28. 6. 30	
水 産 試 験 場	1		平27. 7. 1～平28. 6. 30	
瀬 田 工 業 高 等 学 校		1	平 8. 12. 1～平 9. 11. 30	休止中
長 浜 農 業 高 等 学 校		2	平27. 4. 1～平28. 3. 31	
八 日 市 南 高 等 学 校		1	平27. 7. 1～平28. 6. 30	
豊 話 学 校	1		平27. 8. 1～平28. 7. 31	
北 大 津 養 護 学 校	1		平27. 9. 1～平28. 8. 31	
三 雲 養 護 学 校	3		平27. 5. 1～平28. 4. 30	
10 事 業 所	7	7		

人事委員会年報（平成27年度）

発行年月	平成28年7月
編集・発行	滋賀県人事委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077(528)4453